

ダイナミックランダムアクセスメモリー等に対して課する相殺関税に関する政令（案）参照条文

関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）（抄）  
（相殺関税）

第七条 外国において生産又は輸出について直接又は間接に補助金の交付を受けた貨物の輸入が本邦の産業（当該補助金の交付を受けた輸入貨物と同種の貨物を生産している本邦の産業に限る。以下この条において同じ。）に實質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を實質的に妨げる事実（以下この条において「本邦の産業に与える實質的な損害等の事実」という。）がある場合において、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、貨物、当該貨物の輸出者若しくは生産者（以下この条及び次条において「供給者」という。）又は輸出国若しくは原産国（これらの国の一部である地域を含む。以下この条及び次条において「供給国」という。）及び期間（五年以内に限る。）を指定し、当該指定された供給者又は供給国に係る当該指定された貨物（以下この条において「指定貨物」という。）で当該指定された期間内に輸入されるものにつき、別表の税率による関税のほか、当該補助金の額と同額以下の関税（以下この条において「相殺関税」という。）を課することができる。ただし、当該補助金の交付を受けた貨物の輸入の本邦の産業に与える實質的な損害等の事実を理由として前条第一項の規定による措置（第一号に係るものに限る。）その他の同号に規定する紛争解決機関による承認を受けた措置がとられている場合は、この限りでない。

29 指定貨物の輸入者が納付した相殺関税の額が当該指定貨物の現実の補助金の額を超える事実がある場合には、当該輸入者は、政令で定めるところにより、政府に対し、当該事実についての十分な証拠を提出し、当該超える部分の額（次項において「要還付額」という。）に相当する相殺関税の還付の請求をすることができる。

30 前各項に定めるもののほか、相殺関税の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

32 （省略）

別表 関税率表（第三条、第六条、第七条、第八条、第九条、第九条の二、第二十条の二関係）		税率
番号	品名	
八四・七三	第八四・六九項から際八四・七二項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。）	無税
八四七三・三〇	第八四・七一項の機械の部分品及び附属品	
八五・四二	集積回路及び超小形組立モノリシック集積回路	

八五四二・二二

デジタル式のもの

無税